

廃棄物処理セミナー

事業系廃棄物の適正処理について

横浜市 資源循環局 事業系廃棄物対策課

1	廃棄物の基礎 廃棄物の定義 排出事業者の責任
2	廃棄物の種類・処理 (1) 産業廃棄物 産業廃棄物の種類 適正処理をするために (2) 一般廃棄物 一般廃棄物の種類 処理方法 焼却工場における検査
3	行政への届出・罰則等 大規模建築物事業所の届出関係 産業廃棄物排出事業所の届出関係 罰則
4	廃棄物の減量・リサイクル プラスチックの資源循環 食口スの削減

1	廃棄物の基礎 廃棄物の定義 排出事業者の責任
2	廃棄物の種類・処理 (1) 産業廃棄物 産業廃棄物の種類 適正処理をするために (2) 一般廃棄物 一般廃棄物の種類 処理方法 焼却工場における検査
3	行政への届出・罰則等 大規模建築物事業所の届出関係 産業廃棄物排出事業所の届出関係 罰則
4	廃棄物の減量・リサイクル プラスチックの資源循環 食口の削減

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA

（目的）

第1条

この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

- 昭和46年施行、頻繁に改正されている。
- 罰則も厳罰化の傾向にあり、最高刑は5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその併科（法人3億円以下）。
- 自治体では法の趣旨に基づいて条例等を制定している。

廃棄物の定義

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA

廃棄物とは、**ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物**であって、**固形状又は液状のもの**（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。（廃棄物処理法 第2条第1項）

廃棄物



ごみ



液状の廃棄物



粗大ごみ



気体状のもの



放射性物質



有価物

廃棄物該当性の判断（総合判断説）

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA

物の性状

利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭等が発生しないものであること。

排出の状況

排出が需要に沿った計画的なものであり、排出時等に適切な保管や品質管理がなされていること。

通常の手扱い形態

製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。

取引価値の有無

有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。

占有者の意思

適切な利用や他人に有償譲渡する意思が認められること。

5つの要素を総合的にみて判断

⇒「有価で売っているから廃棄物じゃない！」とは言い切れない

（令和3年4月14日環境省通知「行政処分の指針について」）

廃棄物該当性の判例（おから裁判）

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA

おからは産廃に該当するとした判例で、廃棄物であるか否かについて「総合判断説」を初めて示した判決

【1999年(H11年)3月10日 最高裁】



製造業者

不要となったおからを処理料金を徴収して収集運搬

⇒自社で処理し、肥料・飼料化していた



（産業廃棄物処理業の許可無し）



引取業者

おからは飼料や肥料に利用されるから、**廃棄物ではなく資源だよ。**



最高裁

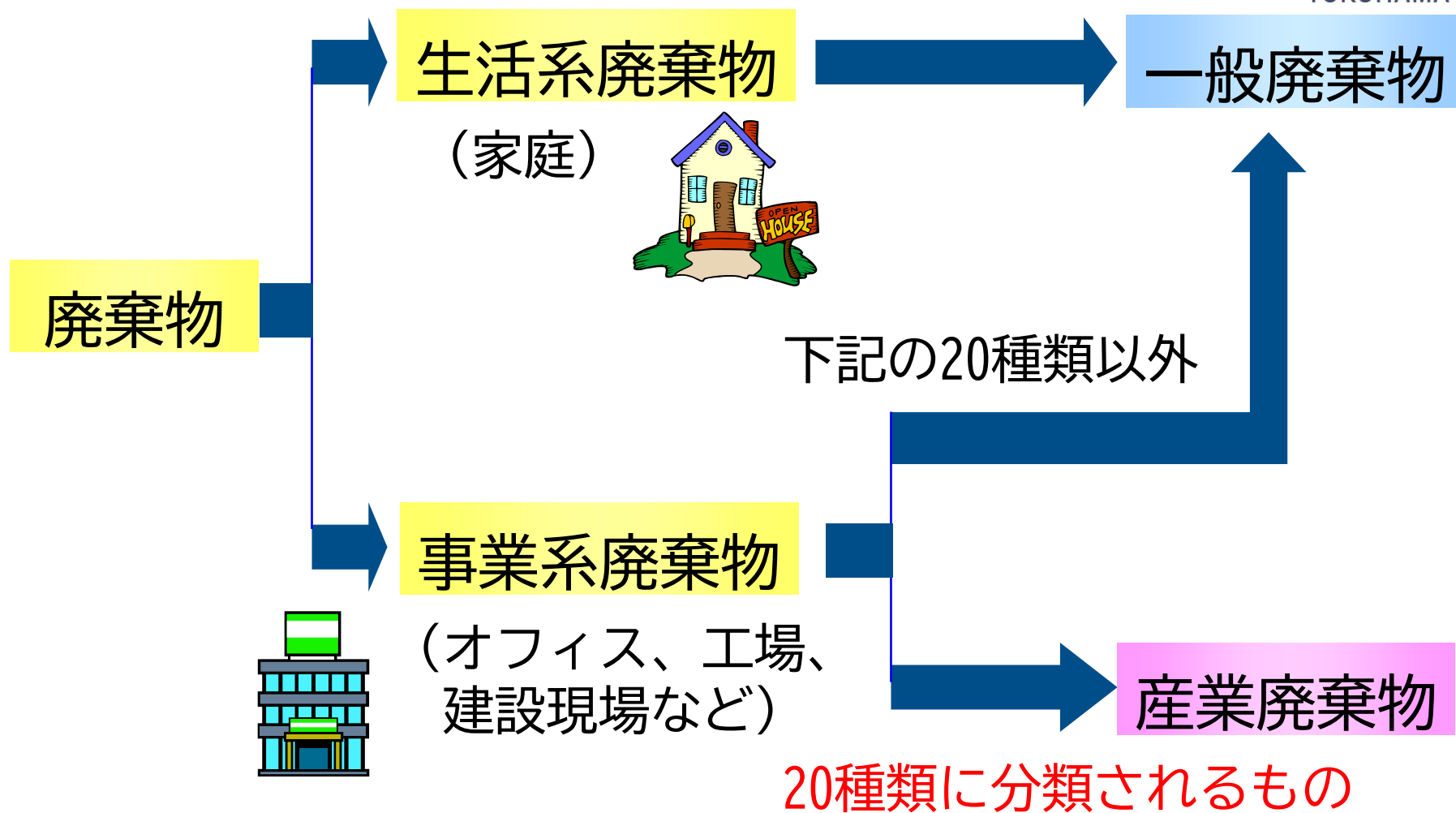
「物の性状」や「通常の手扱い形態」などを「総合的に判断」すると**廃棄物に該当します！**

○おからは非常に腐敗しやすく、通常は無償で牧畜業者等へ引き渡すか、有料で廃棄物処理業者に処理委託されている。

○引取業者が処理料金を徴収して、処理を行っていた。

廃棄物の分類

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA



産業廃棄物：事業活動に伴って生じた廃棄物で、**20種類**に分類されるもの

排出事業者の責任（産業廃棄物）

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA



事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。

（自己処理責任の原則 法第3条第1項）

【自己処理の原則】（法第11条第1項）

⇒原則自分が出した産業廃棄物は自分で処理をする。

【処理基準の遵守】（法第12条第1項、法第12条の2第1項）

⇒自ら廃棄物の運搬・処分を行う場合は、処理基準に従う。

【保管基準の遵守】（法第12条第2項、法第12条の2第2項）

⇒廃棄物が運搬されるまでは、生活環境の保全上支障が無いように保管する。

【委託基準の遵守】（法第12条第5項～第7項他）

⇒処理を他人に委託する場合は、処理の許可を持った業者に委託する。
また、発生から最終処分が終わるまで、適正に処理が行われるために必要な措置を講ずるように努める。

排出事業者の責任（一般廃棄物）

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA

【事業者の責務】（法第3条第3項）

事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に関し **国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。**

【事業系廃棄物の排出】

（横浜市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例 第25条の3）

事業者は、一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び排出方法に従い、**事業系一般廃棄物を一般廃棄物処理計画に定める排出場所に排出**しなければならない。

- 排出者の自己責任に基づき、分別を徹底し、積極的にリサイクルすることが義務付けされています。

1	廃棄物の基礎 廃棄物の定義 排出事業者の責任
2	廃棄物の種類・処理 (1) 産業廃棄物 産業廃棄物の種類 適正処理をするために (2) 一般廃棄物 一般廃棄物の種類 処理方法 焼却工場における検査
3	行政への届出・罰則等 大規模建築物事業所の届出関係 産業廃棄物排出事業所の届出関係 罰則
4	廃棄物の減量・リサイクル プラスチックの資源循環 食ロスの削減

産業廃棄物の種類

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA

全ての業種が対象

	種類
1	燃え殻
2	汚泥
3	廃油
4	廃酸
5	廃アルカリ
6	廃プラスチック
7	ゴムくず
8	金属くず
9	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
10	鋳さい
11	がれき類
12	ばいじん

業種限定のある産業廃棄物

	種類	業種
13	紙くず	建設業、パルプ製造業等
14	木くず	建設業、木製品製造業等
15	繊維くず	建設業、繊維工業等
16	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業等
17	動物系固形不要物	と畜場等
18	動物のふん尿	畜産農業等
19	動物の死体	畜産農業等
20	産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの。	

産業廃棄物の種類（具体例）

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA

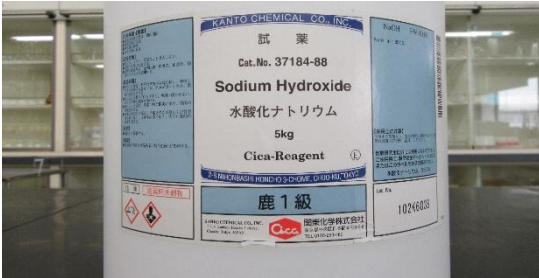
全ての事業所で産業廃棄物となるもの（その１）

種類	代表例
①燃え殻	木炭、木炭灰、焼却灰、石炭がら 等 
②汚泥	建設汚泥、ビルピット汚泥、 生産工程等で排出された 泥状のもの 等 
③廃油	廃潤滑油、廃エンジンオイル、 廃食用油 等 

産業廃棄物の種類（具体例）

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

全ての事業所で産業廃棄物となるもの（その2）

種類	代表例
④廃酸	写真定着廃液、食酢、 硫酸、塩酸 等 
⑤廃アルカリ	写真現像廃液、 苛性ソーダ水溶液 等 
⑥廃プラスチック類	ペットボトル、タイヤ、 ビニール袋、プラスチック製品、 発泡スチロール、合成皮革くず、 合成繊維くず、不織布、 合成ゴムくず 等 

産業廃棄物の種類（具体例）

全ての事業所で産業廃棄物となるもの（その3）

種類	代表例
⑦ゴムくず	輪ゴム、天然ゴム手袋 等 (天然ゴム製のもの) 
⑧金属くず	空き缶、スチールラック、 スプレー缶 等 
⑨ガラスくず、 コンクリート くず及び陶磁 器くず	空きびん、陶磁器くず、 石膏くず 等 (コンクリートくずについては、 工作物の新築、改築又は除去に 伴って生じたものを除く。) 

産業廃棄物の種類（具体例）

全ての事業所で産業廃棄物となるもの（その4）

種類	代表例
⑩鉋さい	スラグ、鋳物廃砂、 サンドブラスト 等 
⑪がれき類	コンクリートやアスファルトの 破片等（工作物の 新築、改築、 除去に伴って生じたもの） 
⑫ばいじん	ばい煙発生施設等の集塵施設で 捕捉したもの 

産業廃棄物の種類（具体例）

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA

特定の事業所（業種）から排出された
場合、産業廃棄物となるもの

⑬紙くず

⑯動植物性残さ

⑭木くず

⑰動物系固形不要物

⑮繊維くず

⑱動物のふん尿

⑲動物の死体



紙くず



木くず



繊維くず

産業廃棄物の種類（具体例）

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

種類	主な業種
⑬紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る）、出版業（印刷出版を行うものに限る）、製本業及び印刷物加工業に係るもの
⑭木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの
⑮繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に係るもの

産業廃棄物の種類（具体例）

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA

種類	主な業種
①⑥動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業に係るもの
①⑦動物系固形不要物	と畜場及び食鳥処理場に係るもの
①⑧動物のふん尿	畜産農業に係るもの
①⑨動物の死体	畜産農業に係るもの

日本標準産業分類（平成25年10月改定）「総務省政府統計HPリンク」

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html

産業廃棄物の種類（具体例）

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA

産業廃棄物である木くずの範囲拡大



平成20年4月1日施行

事業系一般廃棄物である木くずのうち、
「**貨物の流通のために使用したパレットに係る木くず**」は、全ての事業所において産業廃棄物となります。



木製のパレット

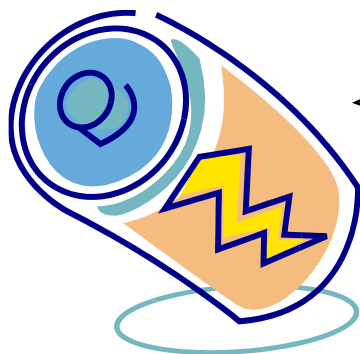
産業廃棄物の種類（具体例）

明日をひらく都市

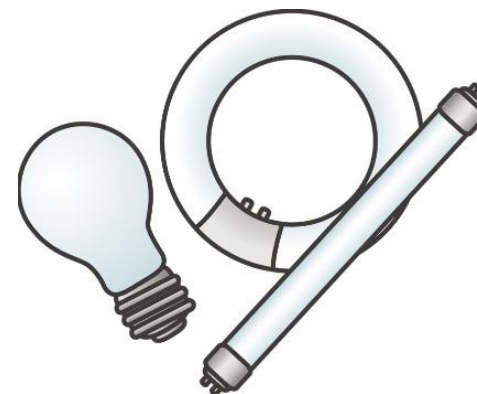
OPEN X PIONEER

YOKOHAMA

例えば・・・



乾電池は
金属くず
+ 汚泥



蛍光灯は、
廃プラスチック類
+ 金属くず
+ ガラスくず・コンクリートくず・陶磁
器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)



産業廃棄物



産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
管理者の氏名・職名・会社名 及び連絡先	
最大保管容量	例：廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、・・・
最大保管期間	

特別管理産業廃棄物

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものをいいます。



爆発性のあるもの



毒性のあるもの



感染性のあるもの

特別管理産業廃棄物の種類

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA

種類	業種・具体例
廃油 	燃えやすい廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）
廃酸	水素イオン濃度指数（pH）が2.0以下のもの（強酸）
廃アルカリ	水素イオン濃度指数（pH）が12.5以上のもの（強アルカリ）
感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される、血液、使用済みの注射針等の感染性病原体を含む又はおそれのある産業廃棄物
特定有害産業廃棄物	PCB廃棄物、廃水銀等、廃石綿等及び有害金属、有害化学物質等を一定濃度以上含む産業廃棄物で法で定められたもの

特別管理産業廃棄物を排出する事業者の責務

○責任者となるには資格要件があります。

⇒「特別管理産業廃棄物管理責任者講習会」の修了
(公財) 日本産業廃棄物処理振興センター開催

○横浜市において、特別管理産業廃棄物管理責任者の
設置・変更をした場合

「産業廃棄物排出事業所廃止(変更)届出書(第45号様式)」※
の提出をお願いします。

※様式のダウンロード「横浜市HPリンク」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/haishutsu/02yousiki.html>

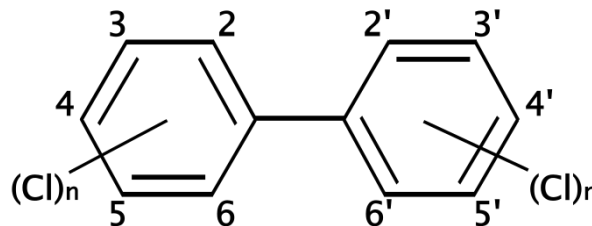
PCB廃棄物について

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA

PCBとはポリ塩化ビフェニル (Poly chlorinated Biphenyl) の略称



熱に対して安定

各種工業用の加熱装置、冷却装置、
ボイラー、乾燥機など

電気絶縁性が高い

変圧器、コンデンサー、照明用安定
器など

不燃性

各種プラスチック、ゴム、
建材、タイル、カーテンなど

その他

感熱紙、カーボン紙、建築用シール
剤など

工業的に有用であったが、昭和43年のカネミ油症事件を
契機にその毒性が明らかになり製造中止

⇒ 現在でも使用されている機器等にPCBが使われている可能性あり

主なPCB廃棄物

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

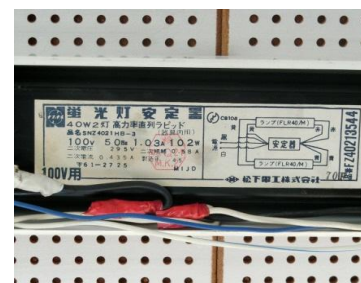
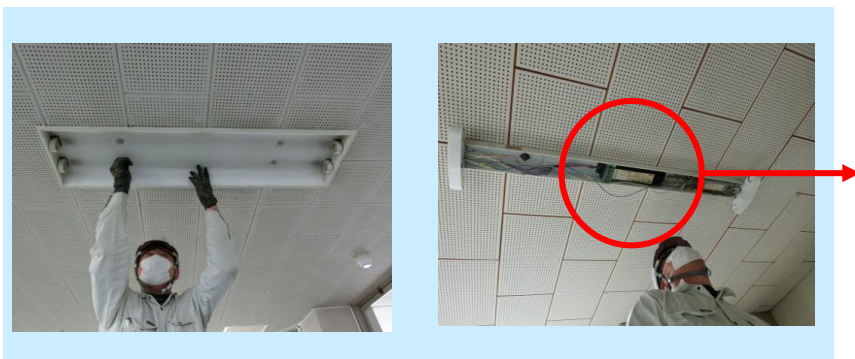
YOKOHAMA

変電室、倉庫内、屋外等処理されずにPCB含有機器が保管されている
可能性があります

変圧器・コンデンサー等



安定器 昭和52年3月以前に建築・改修された建物



(環境省HP <https://policies.env.go.jp/recycle/pcb/soukishori/about/method.html>)

PCB廃棄物の処理施設と処理期限

○高濃度PCB廃棄物

・変圧器、コンデンサー

処理施設：JESCO東京事業所

処理期限：処分期間終了（令和4年3月31日）

・安定器、汚染物等

処理施設：JESCO北海道事業所

処理期限：処分期間終了（令和5年3月31日）

○低濃度PCB廃棄物

処理施設：無害化処理認定施設等

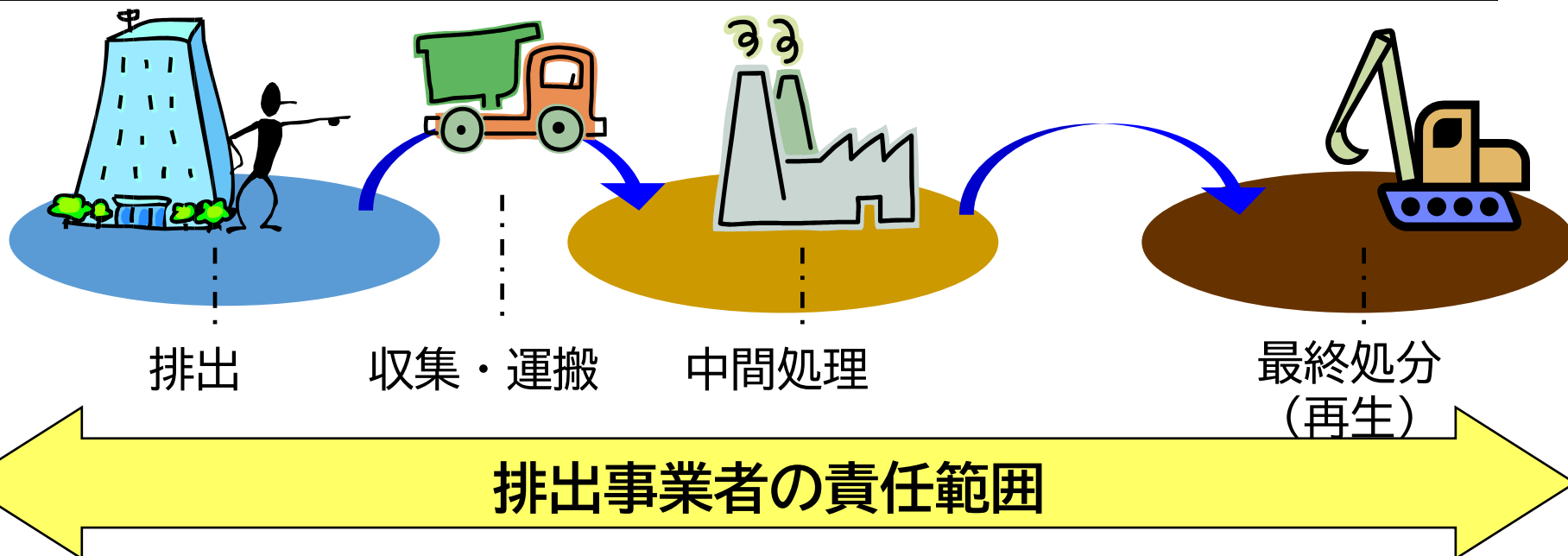
処理期限：令和9年3月31日

（参考）PCB廃棄物の基準となる数値

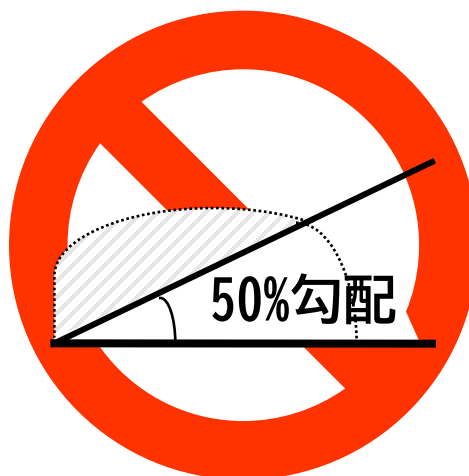
・PCBを含む油が廃棄物となったもの ・不燃性のPCB汚染物（金属、ガラス、または陶磁器等）	5,000mg/kg（0.5%を超えるもの）	高濃度
	0.5mg/kg ～ 5,000mg/kg以下	低濃度
可燃性のPCB汚染物	100,000mg/kg（10%を超えるもの）	高濃度
	0.5mg/kg ～ 100,000mg/kg以下	低濃度

適正処理のために

- 発生する廃棄物を正確に把握し、適正に分別してください。
- 廃棄物は保管基準に従い、適正に保管してください。
- 処理（収集運搬、処分）を委託する場合には適正な業者を選び、委託基準に従い、委託してください。
- 廃棄物が最終処分まで適正に行われたことを確認してください。



- 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
- 屋外において産業廃棄物を容器を用いず保管する場合にあっては、積み上げられた産業廃棄物の高さが、保管場所の各部分について、省令で定めるところによること。
- 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。



廃棄物保管場所の例

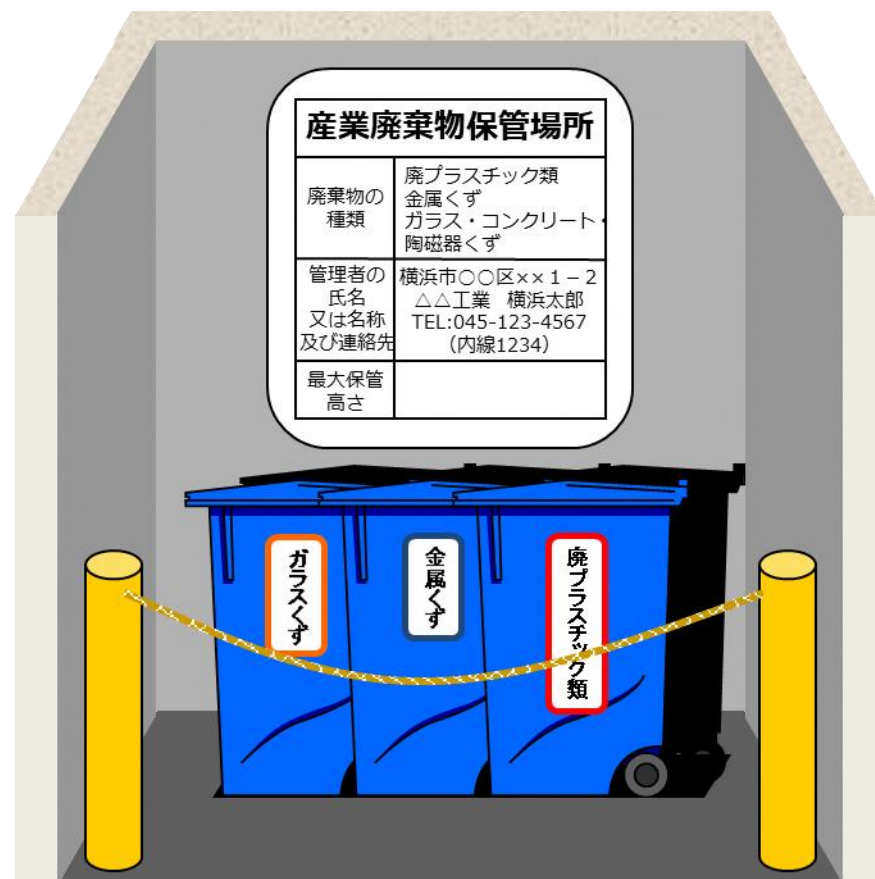
明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

【保管場所の要件】

- 周囲に囲いが設けられていること
- 見やすい箇所に掲示板を設置すること

掲示板の表示事項

- ①産業廃棄物の保管場所である旨
- ②保管する産業廃棄物の種類
- ③保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- ④屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、省令で定める最高の保管の高さ



特別管理産業廃棄物を保管する場合は、他の物が混入しないよう仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

保管場所の掲示板の例

産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず
管理者の氏名 又は名称及び連絡先	横浜市〇〇区××1-2 △△工業 担当：□□ TEL:045-999-〇〇〇〇 (内線1234)
最大保管高さ	

60cm以上

特別管理産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	廃PCB等 PCB汚染物
管理者の氏名 又は名称及び連絡先	横浜市〇〇区××1-2 △△工業 担当：□□ TEL:045-999-〇〇〇〇 (内線1234)
最大保管高さ	

60cm以上

60cm以上

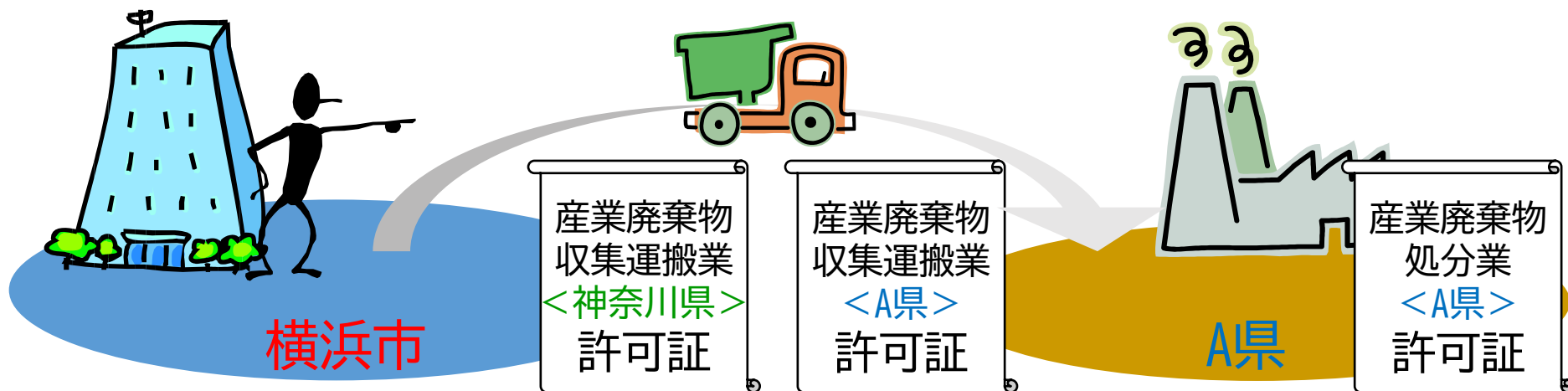
契約前に行うこと・・・委託業者の許可証の確認！

収集運搬業者：積込み先（排出場所）と荷卸し先（処分地）
それぞれの管轄自治体の許可※があるか

※横浜市内での排出の場合、神奈川県 or 横浜市の許可

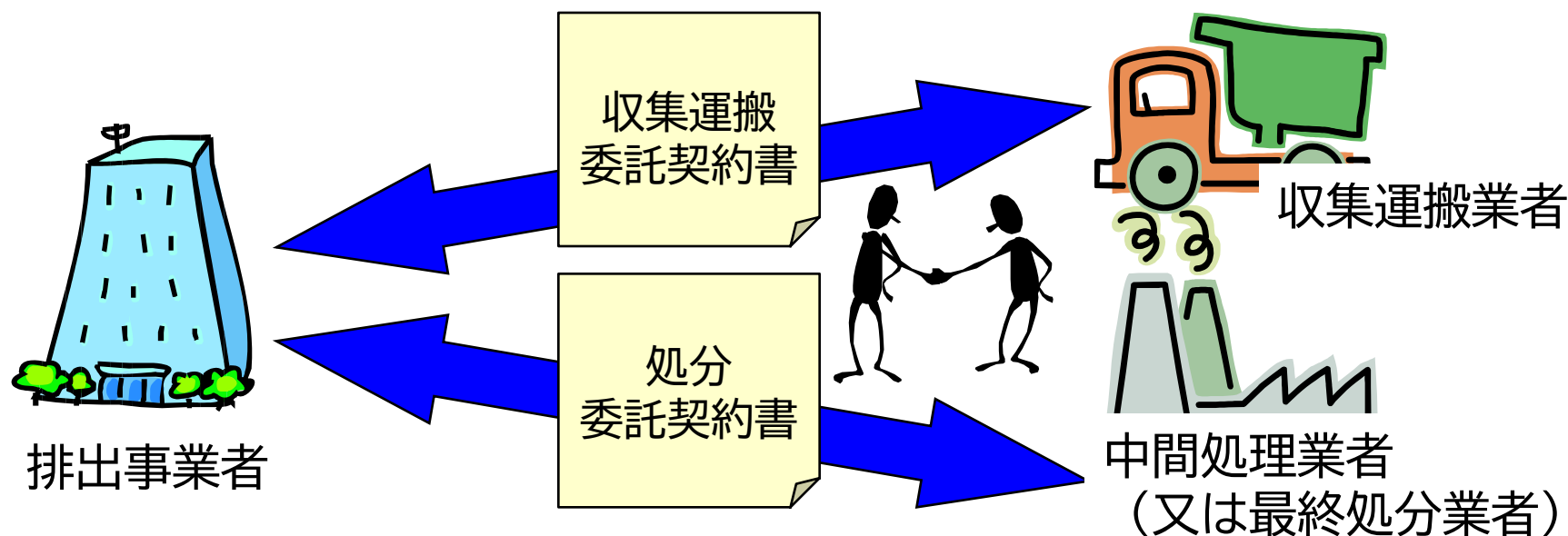
処分業者：処分施設のある場所の管轄自治体の許可があるか

⇒いずれも排出する廃棄物種類に対応する許可が必要



委託契約

- ・ 収集運搬と処分それぞれ許可業者と契約してください。
- ・ 契約は必ず書面により行ってください。
(e-文書法に基づく電磁的保存・作成・交付も可能)
- ・ 契約書は契約終了後、5年間保管しなければなりません。



委託契約書の記載事項

- ✓ 委託する産業廃棄物の種類及び数量
- ✓ 委託契約書の有効期限
- ✓ 受託者に支払う料金
- ✓ 受託者が産業廃棄物の「処理業」の許可を受けた者である場合には、その事業の範囲
- ✓ 委託者が受託者に対して**適正処理のために必要な事項に関する情報**（性状及び荷姿、取扱いに際して注意すべき事項等）

…など

産業廃棄物〔収集運搬業、処分業〕の許可証の
コピーを添付する必要があります。



WDS（廃棄物データシート）の活用

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

< 表 面 >

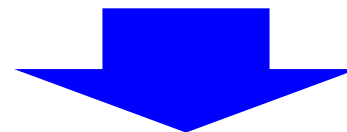
管理番号

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。
※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日	平成 年 月 日	記入者	
1 排出事業者	名称 所在地	所属 担当者	TEL FAX
2 廃棄物の名称			
3 廃棄物の組成・成分情報 (比率が高いと思われる順に記載)	MSDSがある場合、CAS No.		
☐ 分析表添付 (組成)	-成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 -商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。		
4 廃棄物の種類 ☐ 産業廃棄物	☐ 汚泥 ☐ 廃油 ☐ 廃酸 ☐ 廃アルカリ ☐ その他 ※ 廃棄物の以下のいずれかに該当する場合 ☐ 石綿含有産業廃棄物 ☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等 ☐ 引火性廃油 ☐ 強アルカリ(有害) ☐ 指定下水汚泥 ☐ 廃酸(有害) ☐ 引火性廃油(有害) ☐ 感染性廃棄物 ☐ 腐蝕性(有害) ☐ 廃アルカリ(有害) ☐ 強酸 ☐ PCB等 ☐ 燃えがら(有害) ☐ ばいじん(有害) ☐ 強酸(有害) ☐ 廃水銀等 ☐ 廃油(有害) ☐ 13号廃棄物(有害) ☐ 強アルカリ ☐ 廃石綿等 ☐ 汚泥(有害)		
5 特定有害廃棄物 ()には 記入有りは○、 無しは×、記入の 可能性があれば△ ☐ 分析表添付 (「廃棄物処理法」)	水銀又はその化合物 () 1,3-ジクロロベン () カドミウム又はその化合物 () 1,4-ジクロロベン () 鉛又はその化合物 () 四塩化炭素 () 有機燐化合物 () 1,2-ジクロロエタン () 六価クロム化合物 () 1,1-ジクロロエタン () 砒素又はその化合物 () シス-1,2-ジクロロエタン () シアン化合物 () 1,1,1-トリクロロエタン () PCB () 1,1,2-トリクロロエタン ()		
6 PRTR対象物質	排出事業所 (該当・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当 (該当・非該当) ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。		
7 水道水源における 消毒副生成物 前駆物質	生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) ☐ ヘキサメチレンテトラミン(HMT) ☐ 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) ☐ N,N-ジメチルアミン(DMA) ☐ トリメチルアミン(TMA) ☐ テトラメチルエチレンジアミン(TMED) ☐ N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) ☐ ジメチルアミノエタノール(DMAE) 生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成) ☐ アセトニトリル ☐ 1,3-ジクロロベンゼン(レゾルシン) ☐ 1,3,5-トリクロロベンゼン ☐ アセチルアセトン ☐ アセトフェノン ☐ アセトフェノン 生成物質:臭素酸(オゾン処理により生成)、ジブロモクロロメタン、プロモクロロメタン、プロモホルム(臭素処理により生成) ☐ 臭化物質(臭化ナトリウム等)		
8 その他含有物質 ()には 記入有りは○、 無しは×、記入の 可能性があれば△ ☐ 分析表添付(組成)	硫黄 () 塩素 () 臭素 () ヨウ素 () フッ素 () 炭酸 () 硝酸 () 亜鉛 () ニッケル () 銅 () アルミ () アンモニア () ホウ素 () その他 ()		

委託契約書には「**廃棄物の適正処理のために必要な事項に関する情報**」を記載しなければならない。



- 有害性や性状、成分・組成などの情報を記載
- 他の廃棄物との混合等により生ずる支障の他、廃棄物を取り扱う際に注意すべき情報を伝達

環境省「**廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）**」（平成25年6月）を参考

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/>

産業廃棄物の排出事業者が処理を委託する際には、**産業廃棄物管理票（マニフェスト）**を交付しなくてはなりません。

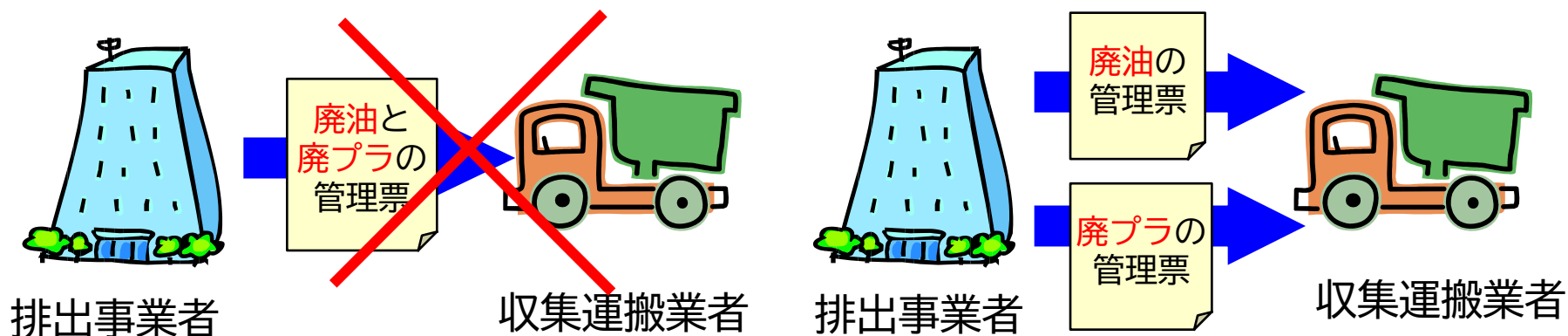
産業廃棄物管理票（マニフェスト）とは・・・

- 処理を委託する産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿、運搬業者名、処分業者名などの**情報を処理業者に正確に伝える**
- 処理の各段階で管理票の写しの送付を受けることにより、当該廃棄物の**処理状況を把握する**

等のための伝票です。

管理票の交付について

- ◆ 引渡しと同時に 交付すること
- ◆ 種類ごと に交付すること
- ◆ 運搬先ごと に交付すること



排出事業者の記載事項

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

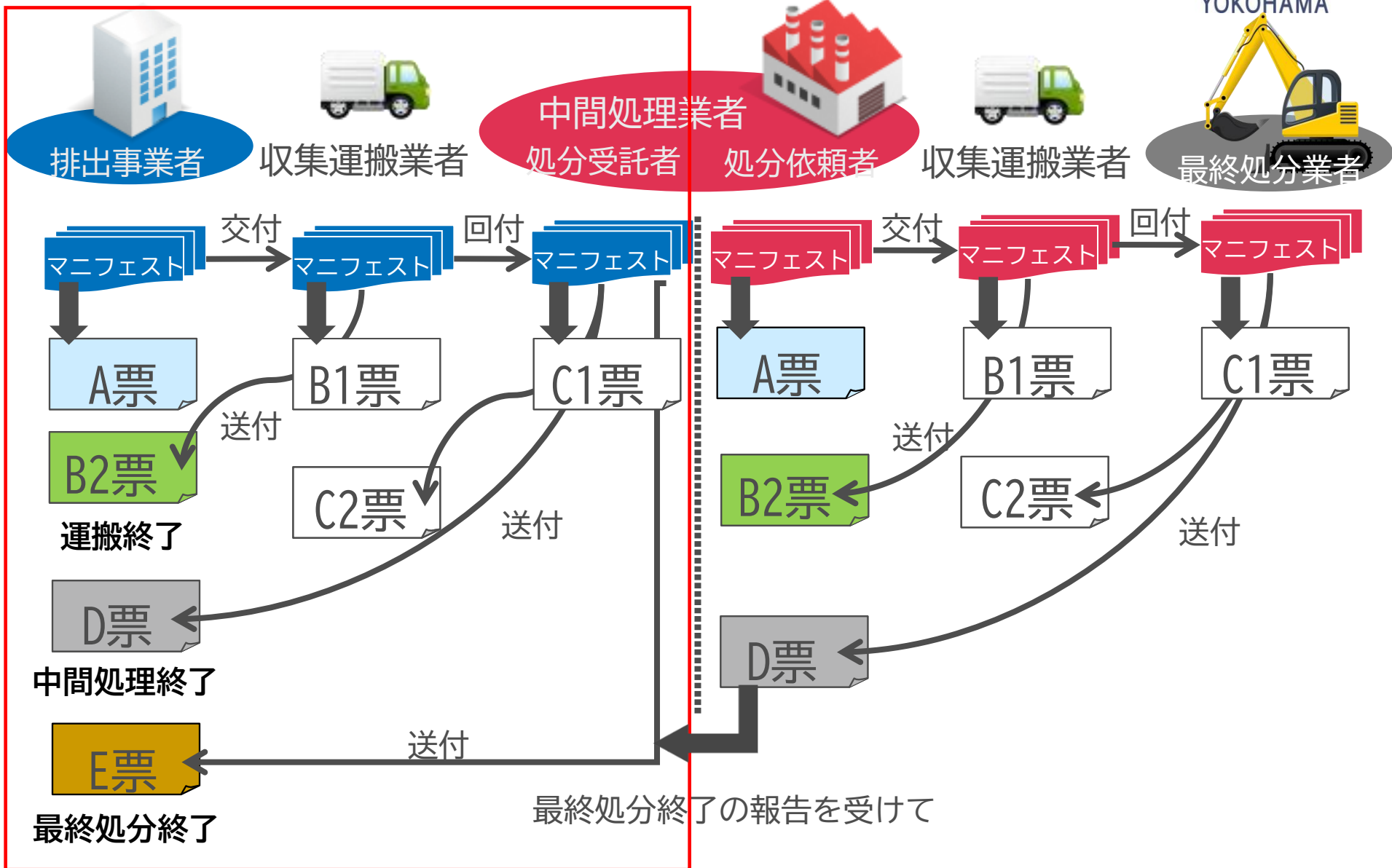
YOKOHAMA

- ①産業廃棄物の種類及び数量
- ②運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称
- ③管理票の交付年月日及び交付番号
- ④氏名又は名称及び住所
- ⑤産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
- ⑥管理票の交付を担当した者の氏名
- ⑦運搬又は処分を受託した者の住所
- ⑧運搬先の事業場の名称及び所在地並びに運搬を受託した者が産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地
- ⑨産業廃棄物の荷姿
- ⑩当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票									
交付年月日	平成 ③ 日	交付番号	20000③6385	整理番号		交付担当者	氏名 ⑥	印	
事業場 (排出者)	氏名又は名称			事業場 (排出場所)	名称			所在地 ⑤	
	住所 〒 ④				住所 〒			所在地 〒	
産業廃棄物	☐ 種類 (普通の産業廃棄物) ☐ 種類 (特別管理産業廃棄物)				数量 (及び単位)	荷姿 ⑨			
	☐ 0100 燃えがら ☐ 1200 金属くず ☐ 7000 引火性廃油 ☐ 7424 燃えがら (有害)				①	産業廃棄物の名称			
	☐ 0200 汚泥 ☐ 1300 ガラス・陶磁器くず ☐ 7010 引火性廃油 (有害) ☐ 7425 廃油 (有害)								
	☐ 0300 廃油 ☐ 1400 鉱さい ☐ 7100 強酸 ☐ 7426 汚泥 (有害)				⑧	有害物質等			
	☐ 0400 廃酸 ☐ 1500 がれき類 ☐ 7110 強酸 (有害) ☐ 7427 廃酸 (有害)					処分方法			
	☐ 0500 廃アルカリ ☐ 1600 家畜のふん尿 ☐ 7200 強アルカリ ☐ 7428 廃アルカリ (有害)				⑧	備考・通信欄			
	☐ 0600 廃プラスチック類 ☐ 1700 家畜の死体 ☐ 7210 強アルカリ (有害) ☐ 7429 ばいじん (有害)								
	☐ 0700 紙くず ☐ 1800 ばいじん ☐ 7300 感染性廃棄物 ☐ 7430 13号廃棄物 (有害)								
	☐ 0800 木くず ☐ 1900 13号廃棄物 ☐ 7410 PCB等								
	☐ 0900 繊維くず ☐ 7421 廃石綿等								
☐ 1000 動植物性残さ ☐ 7422 指定下水汚泥									
☐ 1100 ゴムくず ☐ 7423 鉱さい (有害)									
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者 (処分委託者) の氏名又は名称及び管理票の交付番号 (登録番号) ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり								
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 ☐ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり								
運搬受託者	氏名又は名称			(処分事業場) 運搬先の事業場	名称			所在地 〒	
	住所 〒 ⑦				住所 〒			所在地 〒	
処分受託者	氏名又は名称			積 又は 保 管	名称			所在地 〒	
	住所 〒 ⑦				住所 〒			所在地 〒	
運搬担当者	氏名			受領印	運搬終了年月日	平成 年 月 日	有価物拾集量	数量 (及び単位)	
処分担当者	氏名			受領印	処分終了年月日	平成 年 月 日	最終処分	数量 (及び単位)	
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号			(委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)					
(直行用)									
発行元：社団法人 全国産業廃棄物連合会									
照 合 確 認	B 2 票			平成 年 月 日					
	D 票			平成 年 月 日					
	E 票			平成 年 月 日					

マニフェストの流れ

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA



マニフェストが戻ってきたら

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA

それぞれのマニフェストが返送されたら**記載内容を確認**

⇒ **5年間の保存義務あり**

A票は交付した日から5年間

B2、D、E票は送付を受けた日から5年間

B2票

運搬終了

収集運搬業者は運搬終了後10日以内に返送
管理票交付者は交付日から90日（特別管理産業廃棄物の場合は60日）以内にB2票の送付を受けたことを確認

D票

中間処理終了

処分業者は処分終了後10日以内に返送
管理票交付者は交付日から90日（特別管理産業廃棄物の場合は60日）以内にD票の送付を受けたことを確認

E票

最終処分終了

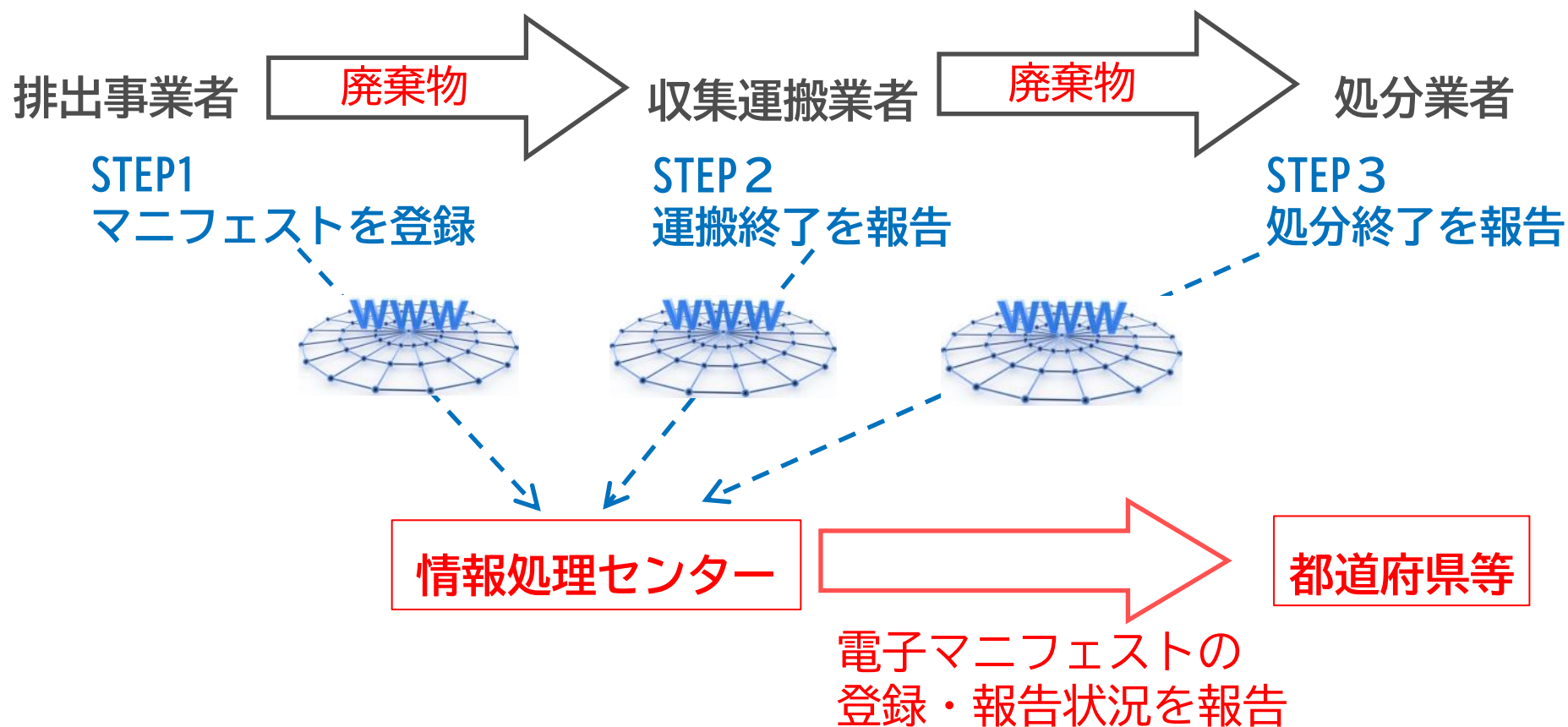
管理票交付者は交付日から180日以内にE票の送付を受けたことを確認

電子マニフェストについて

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

電子マニフェストのしくみ

紙マニフェストに代えて、インターネットを使用して委託した産業廃棄物の流れを管理する仕組みです。



公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター(JWNET)

～導入のメリット～

➤事務の効率化

- ・パソコンや携帯電話から登録・報告可能
- ・管理票の保存が不要
- ・処理状況の確認が容易 など

➤法令の遵守

- ・管理票の誤記・記載漏れ防止
- ・管理票の偽造防止 など
- ・産業廃棄物管理票交付等状況報告書（様式第三号）の提出不要 ←情報処理センターより報告

1	廃棄物の基礎 廃棄物の定義 排出事業者の責任
2	廃棄物の種類・処理 (1) 産業廃棄物 産業廃棄物の種類 適正処理をするために (2) 一般廃棄物 一般廃棄物の種類 処理方法 焼却工場における検査
3	行政への届出・罰則等 大規模建築物事業所の届出関係 産業廃棄物排出事業所の届出関係 罰則
4	廃棄物の減量・リサイクル プラスチックの資源循環 食ロスの削減

事業系一般廃棄物の分類

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA

資源化
可能な
古紙



段ボール・オフィス紙
新聞・雑誌・紙パック

ミックスペーパー(シュレッダーした紙、はがき、封筒、付せん紙、名刺、メモ用紙、
たばこやお菓子の箱 など)



生ごみ
(食品残さ)



食品の食べ残し、売れ残り、調理残さ など
(産業廃棄物に該当するものを除く。)



一般ごみ
(燃やすごみ)



使用済みのティッシュペーパー、
リサイクルできない紙、草、落ち葉 など



事業系一般廃棄物の処理方法

廃棄物の運搬・処分の委託基準

一般廃棄物の処理は、

一般廃棄物収集運搬業者と一般廃棄物処分業者

産業廃棄物の処理は、

産業廃棄物収集運搬業者と産業廃棄物処分業者

※その他環境省令で定める者に委託する。

(法律第6条の2第6項・第7項、第12条第5項～7項)

横浜市での事業系一般廃棄物の処理方法



資源化できます！リサイクルへ(古紙)

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

古紙類…新聞、ダンボール、雑誌、オフィス紙、紙パック、ミックスペーパー※などは、**種類毎に分別し**、古紙問屋や製紙工場へ

★資源化可能な古紙は焼却工場へ搬入できません。

※ミックスペーパーとは？

名刺・封筒・メモ用紙・付箋紙・シュレッターくず等の細かな紙類
包装紙・紙袋・菓子箱など

お菓子の箱

たばこの箱

付箋紙

名刺

メモ用紙

封筒

古紙を取り扱う業者は横浜市のHPで紹介しています。

「古紙を取り扱う横浜市内の業者一覧」 「機密書類処理可能業者一覧」

リサイクルできない古紙もあります（リサイクル禁忌品）

汚れている紙、ビニールコート紙、写真、金紙・銀紙、感熱発泡紙、裏カーボン紙など → 一般ごみ（燃やすごみ）へ

産業廃棄物の代表例

一般廃棄物には絶対に混ぜないでください！

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA

廃プラスチック類

発泡スチロールやPPバンドだけでなく、弁当容器、ビニール袋、文具類など、事業所から排出される全ての廃プラスチック類は産業廃棄物です。

その他の産業廃棄物

乾電池…金属くずと汚泥の混合物

蛍光管…金属くずとガラス・陶磁器くずの混合物

パソコン…各メーカーが回収・リサイクル

テレビ・エアコンなど…「家電リサイクル法」の対象

小売店や家電リサイクル推進協議会が回収、リサイクルします。

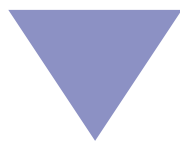
焼却工場における検査

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA

1. 産業廃棄物（業種限定）となる、木くず、紙くず、繊維くずの焼却工場への搬入を禁止
2. 資源化可能な古紙は分別してリサイクルすることとし、焼却工場への搬入を禁止
3. 産業廃棄物であるプラスチック類のリサイクルと適正処理を推進



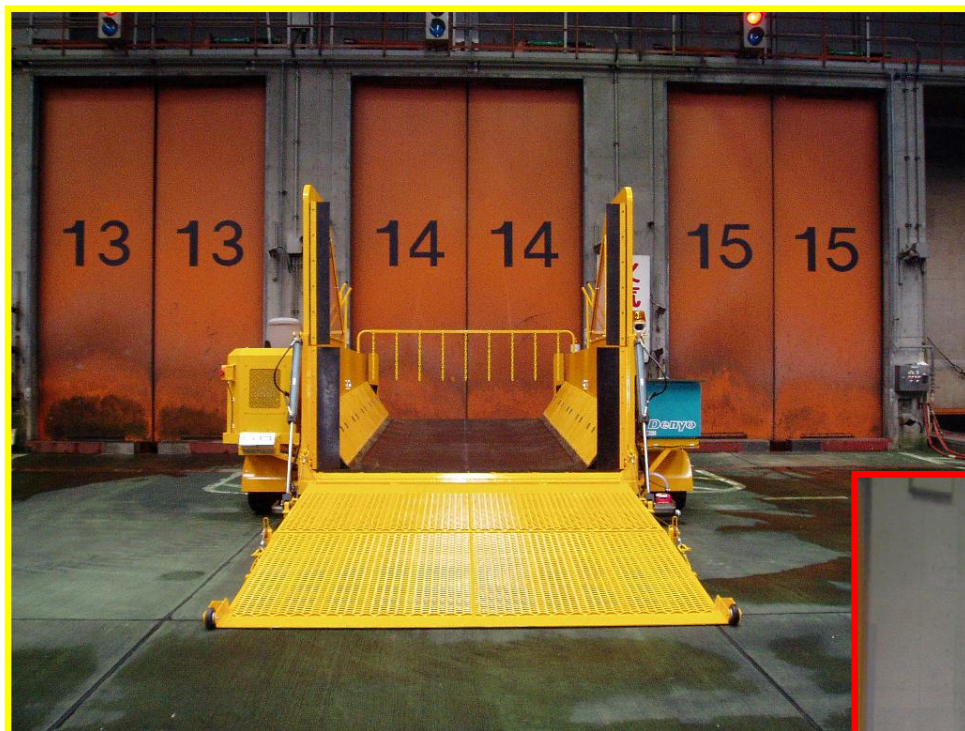
焼却工場での搬入物検査
令和5年度 約 16万台検査
437 台指導

搬入物検査装置と搬入物検査の様子

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA



焼却工場における検査 その1

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

工場での**搬入物検査** ➡ 収集運搬許可業者・排出事業者へ**指導**を実施

焼却工場への不適正搬入の例（1）



資源化可能な古紙



廃プラスチック類



焼却工場への不適正搬入の例（2）



缶・びん・ペットボトル



建設廃材



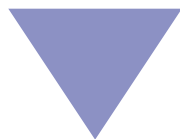
金属類

焼却工場における検査 その2

不適切搬入が発生した理由（例）

- ・ 初めから分別されていなかった（分別ボックスがない）
- ・ 事業所内の分別ルールが間違っていた
（例：汚れたプラスチック→燃やすごみ）
- ・ 排出段階では分別は行われていたが、保管場所での管理が不適切で、袋が混ざってしまった
- ・ 事業所内で分別排出していたものを収集運搬業者がまとめて焼却工場に持ち込んでしまった

事業所でも家庭の分別方法を実践していた。



改善するには…

★ごみを20種類に定められた「産業廃棄物」に当てはめて分別する。

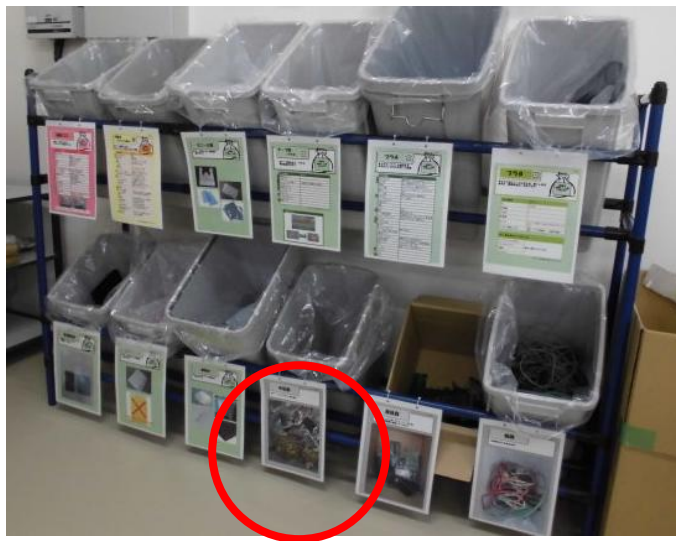
（廃プラスチック類・金属類・ガラス陶磁器くず・廃油・汚泥など）

★ごみを「一般廃棄物」に当てはめて分別する。

（生ごみ・木くず・古布・資源可能な古紙（段ボール・新聞・雑誌など）

わかりやすい分別ボックスの例

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA



◀写真を貼付し、多くの品目を分別



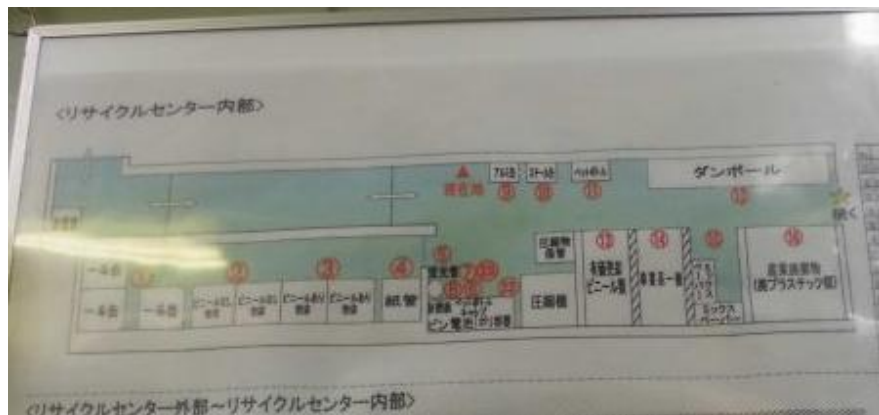
▲パイプの骨組みと箱を使用し、
多品目を省スペースに設置



◀分別のポイントをイラストで
分かりやすく掲示

お手本となる廃棄物保管場所の設置例

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA



▲保管場所配置図の掲示



◀計量システムを
設置

▼品目をわかりやすく表示



1	廃棄物の基礎 廃棄物の定義 排出事業者の責任
2	廃棄物の種類・処理 (1) 産業廃棄物 産業廃棄物の種類 適正処理をするために (2) 一般廃棄物 一般廃棄物の種類 処理方法 焼却工場における検査
3	行政への届出・罰則等 大規模建築物事業所の届出関係 産業廃棄物排出事業所の届出関係 罰則
4	廃棄物の減量・リサイクル プラスチックの資源循環 食ロスの削減

事業用大規模建築物(大規模事業所)とは

条例第18条（規則※第6条）

- 1 大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗
例：ショッピングセンター、大型スーパー、百貨店など
- 2 小売店舗：店舗用の延床面積が500㎡を超え、1,000㎡以下
例：ドラッグストア、小型のスーパーなど
- 3 小売店舗以外：事業用の延床面積が3,000㎡以上
例：学校、ホテル、オフィスビルなど

（※横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則）

事業用大規模建築物所有者等の責務

- 所有者は、事業系廃棄物の減量化・資源化を図る
 - 入居事業者は、建築物の所有者に協力する
- (条例第18条)

- 所有者は、減量化・資源化及び適正処理に関する業務を行わせるため、廃棄物管理責任者を選任し。市長に届け出る
- (条例第20条)

(横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例)

廃棄物処理法や横浜市一般廃棄物処理計画などの
廃棄物関係法令に従って

- 指導・啓発・教育等
- 種類・量などの把握
- 減量化・資源化推進組織・体制の構築
(社内リサイクル組織を作る、テナント会議開催など)
- リサイクルのための環境づくり
(分別容器などの導入、廃棄物保管場所の整備・整理)

減量化・資源化等計画書の提出

(条例第19条)

事業用大規模建築物の所有者は毎年1回提出（第1号様式）

内容：廃棄物等の種類ごとに、

- ・過去2年の廃棄量・資源化量
- ・これから1年の排出計画

期限：毎年 5月31日

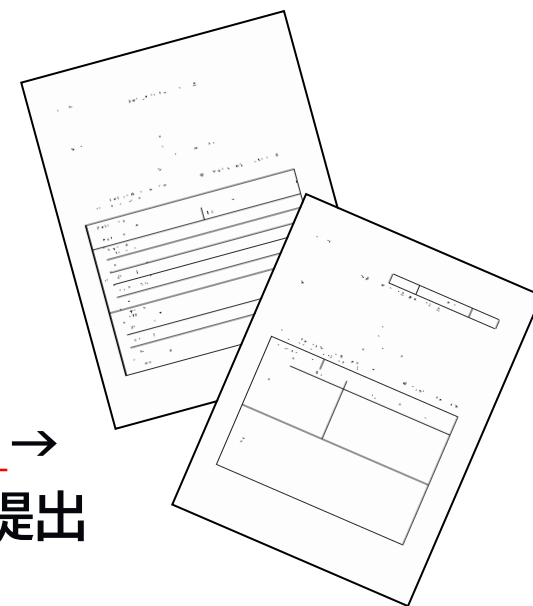
建築物名称・所有者変更・事業所の廃止等

計画書の記載事項を変更したとき（第2号様式） →

「減量化・資源化等計画書記載事項変更届出書」を提出

廃棄物管理責任者を選任(変更)したとき（第3号様式） →

「廃棄物管理責任者選任(変更)届」を提出



届出がないと通知文のあて名なども変更になりません。ご注意ください！

(法律第19条、条例第49条)

提出いただいた「減量化・資源化等計画書」に基づき立入調査を実施します。

【立入調査の内容】

- ①廃棄物の適正な契約・分別・処理
- ②減量・リサイクルの推進状況
- ③廃棄物保管場所の状況 など



☆廃棄物管理責任者の立ち会いのもとに行います。

☆改善を求め、結果を報告していただく場合があります。

排出事業場ごとに、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の一年間において交付した管理票（マニフェスト）の交付等の状況に関し、産業廃棄物管理票交付等状況報告書（様式第三号）を横浜市長に提出する。（廃棄物処理法施行規則第8条の27）

様式等のダウンロード（横浜市HPリンク）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/haishutsu/02yousiki.html>



横浜市
電子申請システム

産業廃棄物排出事業所届出書

第44号様式(第40条第1項)

産業廃棄物排出事業所届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

住 所
氏 名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
電 話 ()

次のとおり産業廃棄物を排出する事業所を横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第40条第1項の規定により届け出ます。

市内事業所 (市内建設現場)	所在地	〒	
	フリガナ		電話 ()
	名称		FAX ()
資本金(建設工事の場合は元請負金額)		円	
従業員数		当該事業所 (全体 約) 人	
事業所の業種			
業務内容			
当該事業所に設置する特定施設の種別及び番号			
産業廃棄物担当者		職名	氏名
産業廃棄物の種類 (該当番号を○で囲んでください。)	1 燃え殻 2 汚泥 3 廃油 4 廃酸 5 廃アルカリ 6 廃プラスチック類 7 紙くず 8 木くず 9 繊維くず 10 動植物性残さ 11 動物系固形不燃物 12 ゴムくず 13 金属くず 14 金属加工残滓等 15 飲食 16 がれき類 17 家畜のふん尿 18 家畜の死体 19 ばいじん 20 処分するため に処理したもの		
	石綿含有産業廃棄物の有無 (有 ・ 無) () (() 内に上記 1 から 20 までのうちの該当番号を記入してください。)		
特別管理産業廃棄物管理責任者		職名	氏名 資格 ※
特別管理産業廃棄物の種類 (該当番号を○で囲んでください。また、その他の場合は、具体的に記入してください。)		1 廃油 2 廃酸 3 廃アルカリ 4 感染性産業廃棄物 5 廃ポリ塩化ビフェニル等 6 廃石綿等 7 その他 ()	

工作物の新築、改築又は除去に伴い、特別管理産業廃棄物又は石綿含有産業廃棄物（石綿を含有する建設資材の使用面積の合計が 1,000 平方メートル以上である工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）を排出する場合は、下欄に記入してください。

工 期	年 月 日～	年 月 日	発 注 者
現場事務所所在地			
発 生 量	廃石綿等 t	石綿含有産業廃棄物 t	廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物 t
収集運搬業者	所在地 名称		
中間処理業者	所在地 名称	処分方法	
最終処分業者	所在地 名称	処分方法	

※印の欄は、資格について次の該当番号を記入してください。

1 医師・歯科医師・看護師等の医療資格 2 学歴と実務経験の組合せ 3 実務経験 4 その他
(注意) 下欄は、記入しないでください。

事業所コード	入力日付	備考
--------	------	----

【対象事業者】

産業廃棄物を排出するすべての事業所が対象
(工作物の新築等は除く)

事業を開始した日から14日以内に報告してください。

産業廃棄物排出事業所廃止（変更）届出書

第45号様式(第40条第2項)

産業廃棄物排出事業所廃止（変更）届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

住所
氏名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
電話 ()

を廃止
次のとおり産業廃棄物排出事業所 しましたので、横浜市廃棄物等の
届出事項を変更
減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第40条第2項の規定により届け出ます。

の排出事業所等	名 称			
	所 在 地			
	担当者 所属 氏名 電話 FAX	() ()		
変更内容	事 項	変 更 前	変 更 後	
年 廃止 月 (変更) 日	年 月 日			
の 廃止 理 (変 由 更)				

(注 意) 下欄は、記入しないでください。

事業所コード		入 力 日 付		備考	
--------	--	---------	--	----	--

【対象事業者】

法人名、特別管理産業廃棄物管理責任者等、産業廃棄物排出事業所出事業所届出書の届出事項の変更、または事業所を廃止した事業者。

事業所を廃止または、届出事項に変更を生じたときは、その日から**14日以内**に報告してください。

事業系ごみのルール違反に対する罰則制度

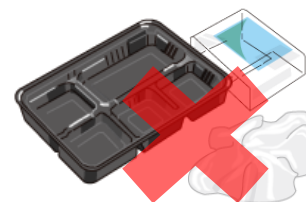
明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

(条例第25条の3、第53条の3)

- ① 資源化可能な古紙を種類ごとに分別せず、
その他の一般廃棄物に混入する。



- ② 一般廃棄物に、廃プラスチック・金属く
ずなどの産業廃棄物を混入する。

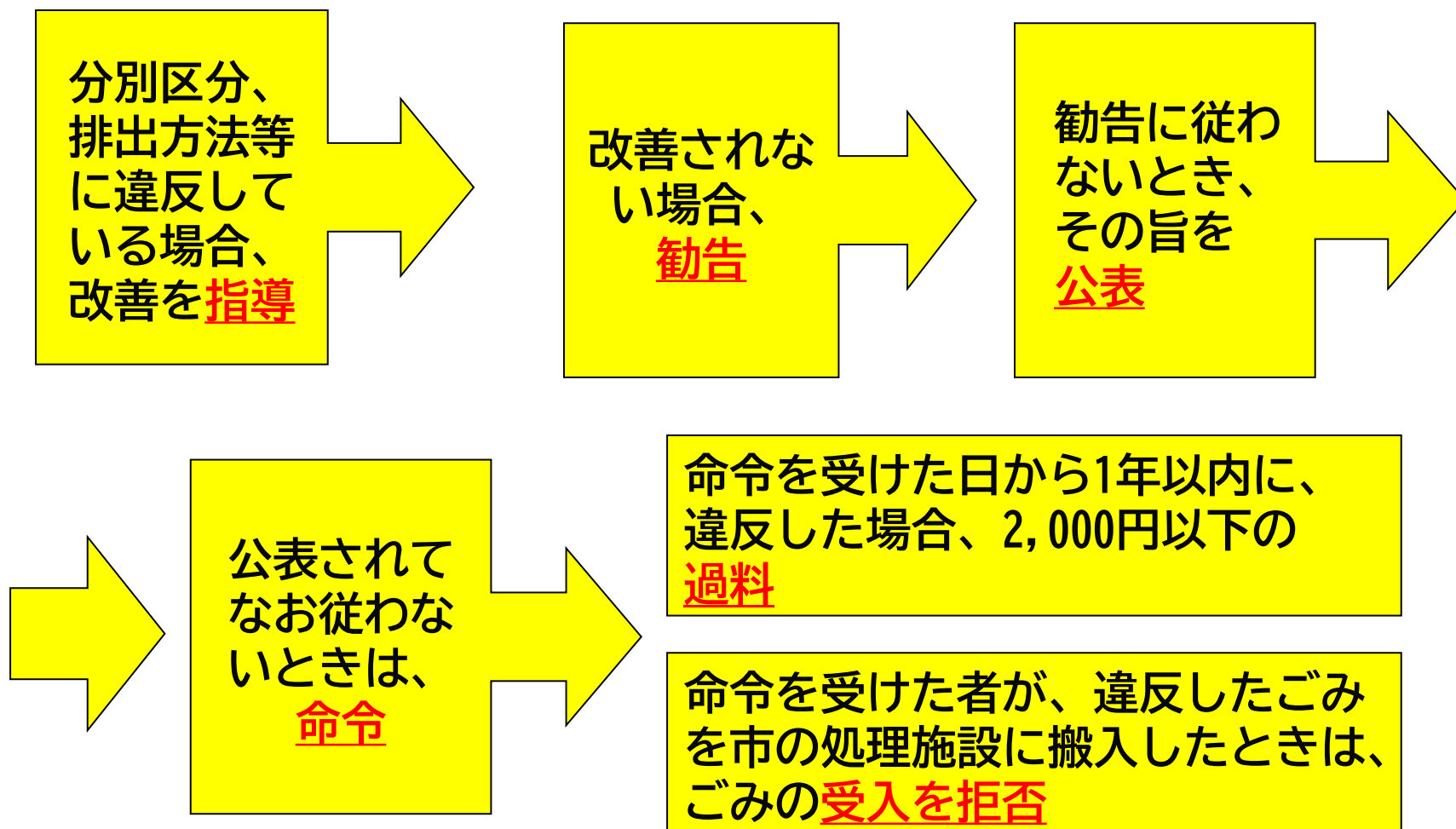


「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」もしくは「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」に基づく処罰の対象となることもあります。

罰則適用までの手順

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

(平成20年5月1日から適用)



1	廃棄物の基礎 廃棄物の定義 排出事業者の責任
2	廃棄物の種類・処理 (1) 産業廃棄物 産業廃棄物の種類 適正処理をするために (2) 一般廃棄物 一般廃棄物の種類 処理方法 焼却工場における検査
3	行政への届出・罰則等 大規模建築物事業所の届出関係 産業廃棄物排出事業所の届出関係 罰則
4	廃棄物の減量・リサイクル プラスチックの資源循環 食ロスの削減

プラスチック対策の必要性① 温室効果ガス対策

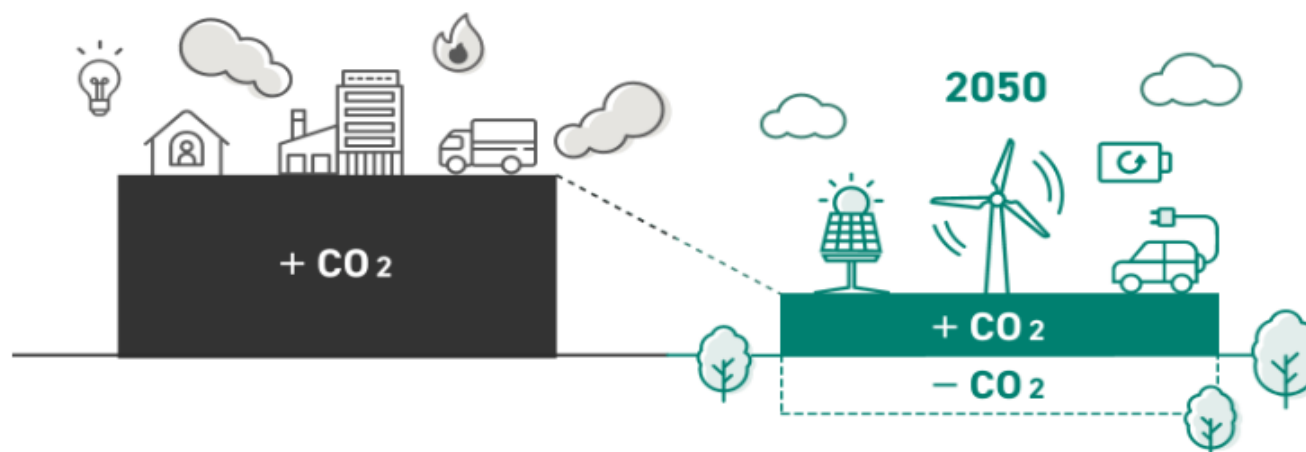
■ 2050年カーボンニュートラルの実現

2020年、日本は2050年までに
「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言

【カーボンニュートラルとは】

温室効果ガスの「排出量」から、植林・森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

現在、120以上の国と地域が「2050年カーボンニュートラル」の目標を掲げている。

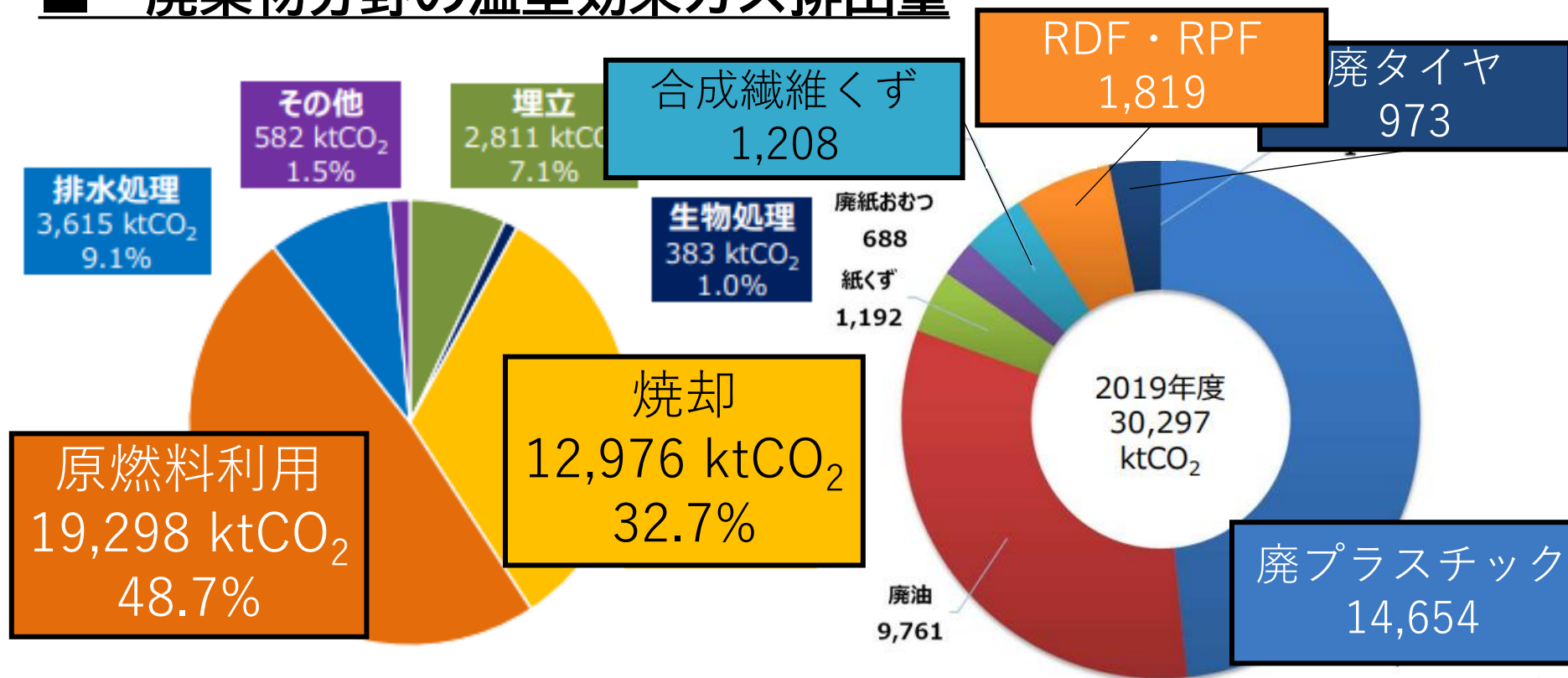


廃棄物処理による温室効果ガスについてもカーボンニュートラルを目指す必要がある

プラスチック対策の必要性① 温室効果ガス対策

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

■ 廃棄物分野の温室効果ガス排出量



廃棄物分野の温室効果ガス排出内訳（排出源別）

廃棄物の焼却・原燃料利用に伴うCO2排出量の内訳
(2019年度) (単位: ktCO₂)

【出展】廃棄物・資源循環分野における 2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ(案)より

プラスチックについても廃棄物の使用量の削減やリサイクルを進める必要がある。

プラスチック対策の必要性② 海洋プラスチック

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

■ プラスチック海洋汚染対策に向けた国際的な目標



2019年 G20大阪サミットにて
「海洋プラスチックごみによる新たな汚染を
2050年までにゼロにすることを目指す」



2023年 G7広島サミットにて
「追加的なプラスチック汚染を2040年までに
ゼロにする」

令和4年4月1日より

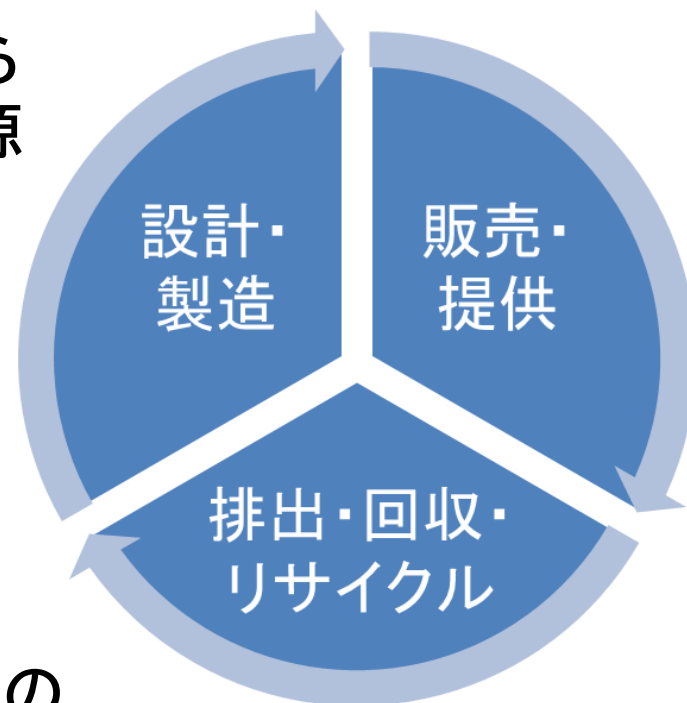
プラスチック資源循環法

が施行されています。

プラスチック使用製品の設計・製造から
廃棄に至るまでのライフサイクルで資源
循環を促すことが目的



プラスチック使用製品の
「設計・製造」
「販売・提供」
「排出・回収・リサイクル」
の各段階において必要な措置を定めたもの



プラスチックの資源循環

プラスチック資源循環法の概要

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

①設計・製造



プラ製品の設計を環境配慮型に転換

法での措置事項	対象	対象者
プラスチック 使用製品設計指針	プラスチック 使用製品	プラスチック 使用製品 製造事業者等

②販売・提供



使い捨てプラをリデュース

法での措置事項	対象	対象者
特定プラスチック 使用製品の 使用の合理化	特定プラスチック 使用製品 →スプーンなどの カトラリー類12 品目	特定プラスチック 使用製品提供事業者 →小売・サービス 事業者等

③排出・回収・リサイクル



排出されるプラをあまねく回収・リサイクル

法での措置事項	対象	対象者
排出抑制・再資源化	プラスチック 使用製品 産業廃棄物等	排出事業者

他措置事項→分別収集・再商品化、自主回収再資源

プラスチック資源循環法の概要

プラスチック資源循環促進法では、事業者の責務として、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制・再資源化等に取り組むことが示されています。

「判断基準」に基づき、プラスチック使用製品産業廃棄物の排出の抑制や再資源化等の促進に取り組むことが求められます！

対象	求められる取組	罰則等
排出事業者 (小規模企業者等を除く)	<u>国が策定した「判断基準」</u> に基づいて取組を実施	必要と認められる場合、指導・助言
うち多量排出事業者 (年排出量250t以上)	「判断基準」に基づく目標の設定及び目標達成のための取組の計画的な実施等	取組が著しく不十分な場合、勧告・公表・命令等

小規模企業者等・ ・従業員数が20人以下の、商業・サービス業以外の業種を行う個人・会社・組合等
従業員数が5人以下の、商業・サービス業に属する事業を行う個人・会社・組合等

プラスチック資源循環法の概要

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

「判断基準」の例

- 排出の抑制及び再資源化等を実施する際は、必要な事情に配慮した上で、可能な限り、
①排出を抑制すること、
②再資源化を行うことができるものは再資源化を行うこと、
③再資源化ができないものでも、熱回収を行うことができるものは、熱回収を行うこと、
という優先順位に従うこと。
- 多量排出事業者**（前年度の排出量が250トン以上）は排出の抑制・再資源化等に関する目標設定、目標達成のための取組を計画的に実施しなければならない。

その他：排出の抑制に当たって講ずる措置、再資源化に当たって講ずる措置

実施状況の把握・管理体制の整備、教育訓練 など

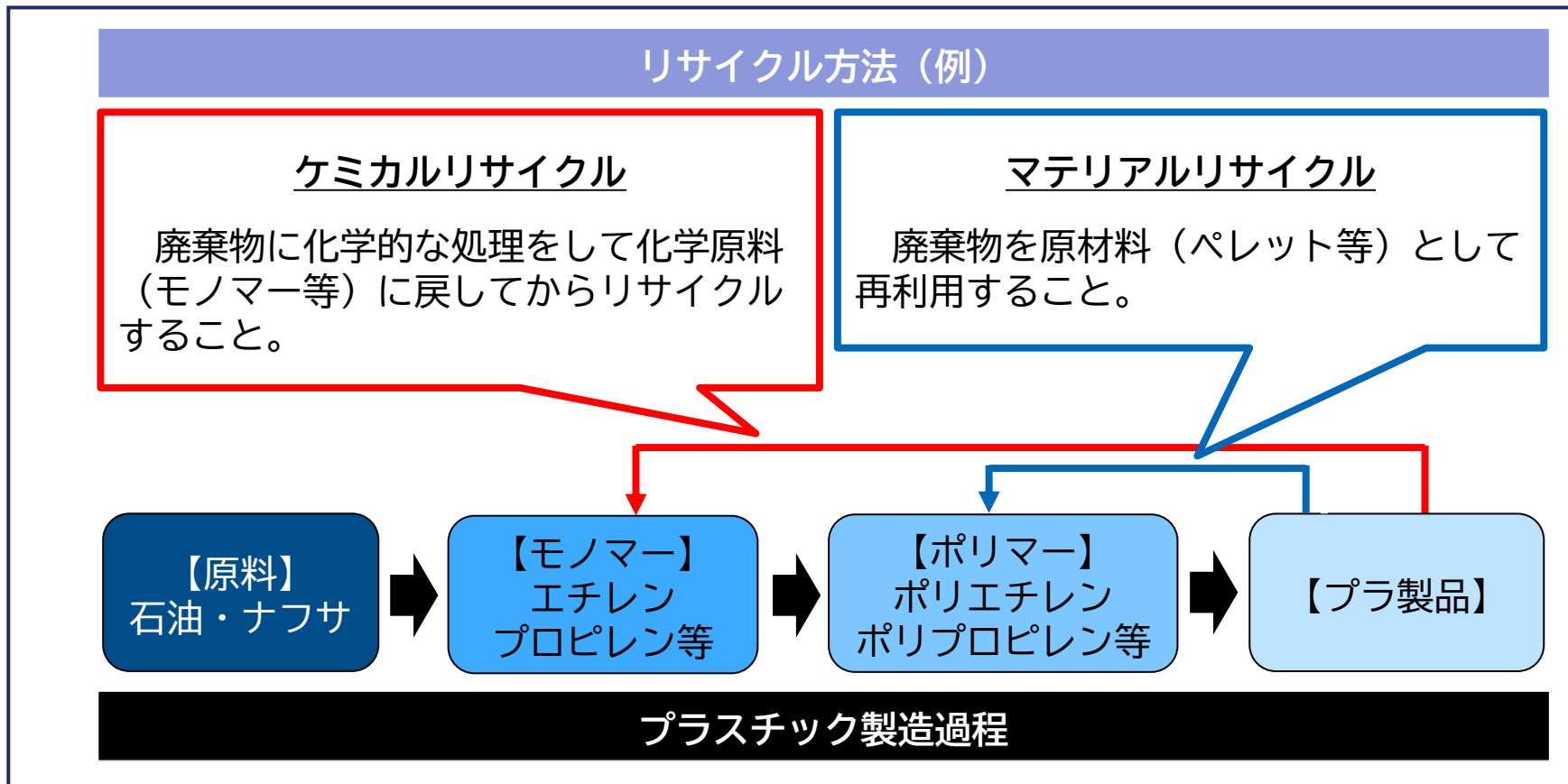


詳細はHPより「排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断基準の手引き」を確認して下さい！

<https://plastic-circulation.env.go.jp/about/hourei?tab=horei>

プラスチックのリサイクルについて

■ リサイクルにも種類がある



サーマルリサイクル

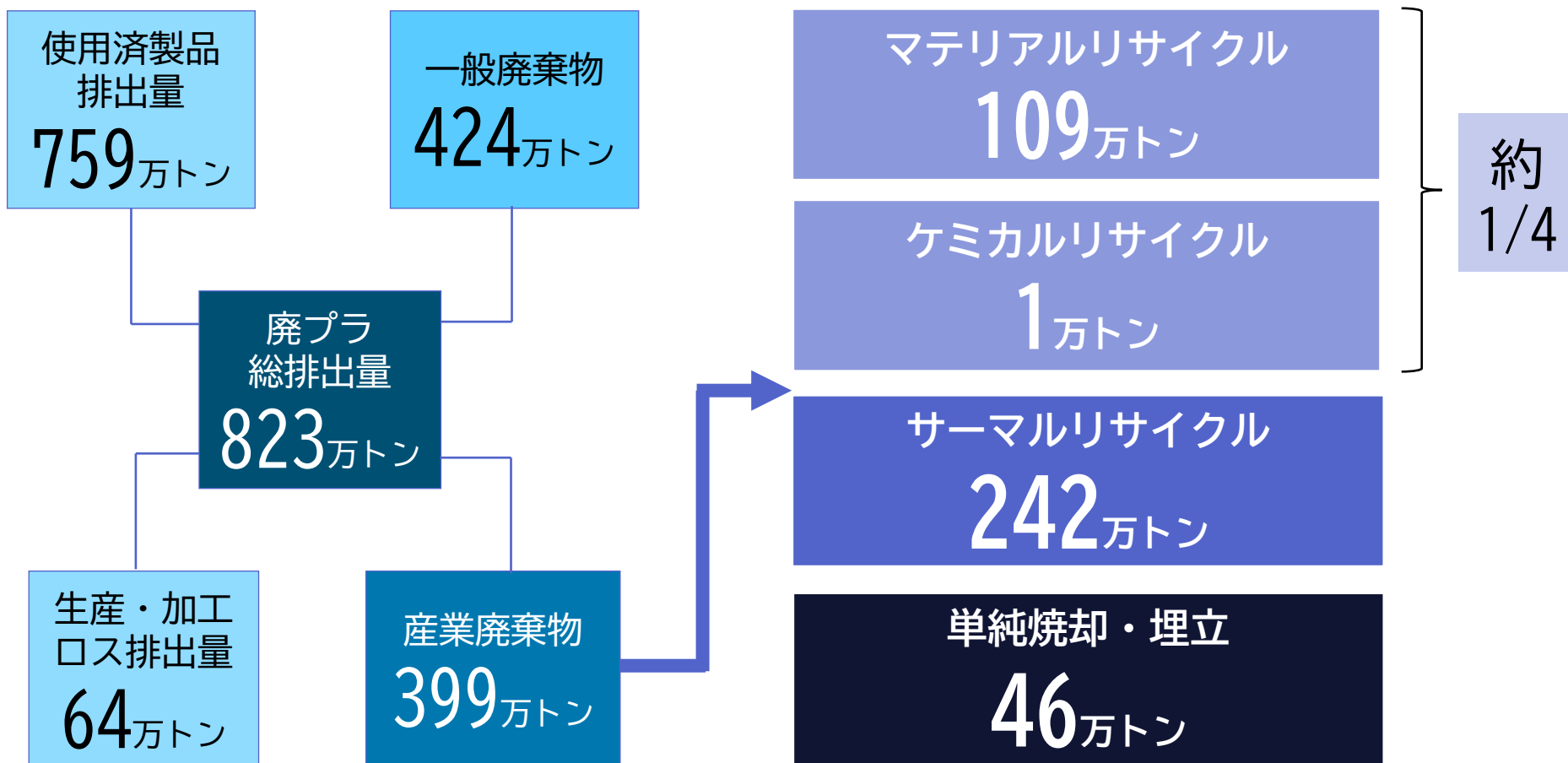
廃棄物を焼却したときに発生する熱エネルギーを利用すること。

※プラスチック資源循環法の「再資源化」には含まれない。

プラスチックのリサイクルについて

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

■ 全国の廃プラスチックのリサイクル状況（2022）



（出典）プラスチック循環利用協会 マテリアルフローより作成

産業廃棄物のうち、原料としてリサイクルされるのは約1/4

プラスチックのリサイクルについて

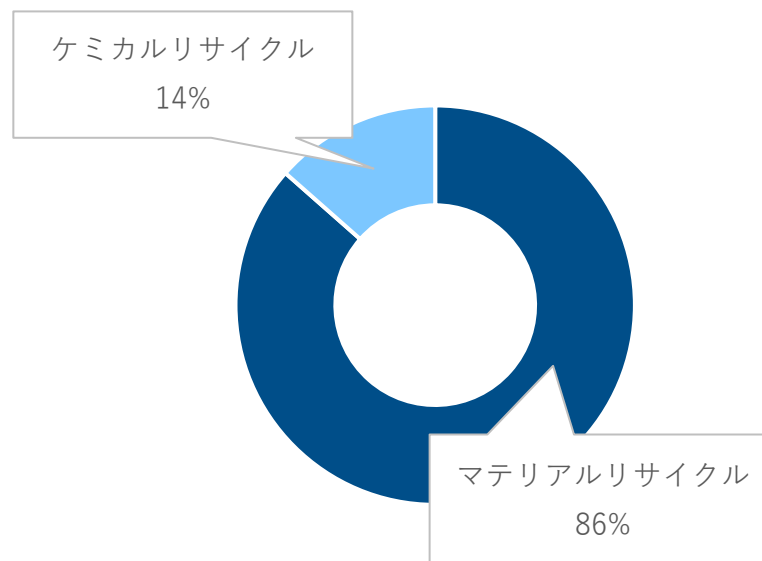
■ リサイクルにも種類がある

マテリアルリサイクルの要件は意外と厳しい

【基本的な要件】

- ・ 単一の素材
- ・ 分別が容易
- ・ 洗浄が容易
- ・ まとまった量の確保
- ・ 劣化品の需要

ケミカルリサイクルはコスト面等が課題で需要低



(出典) プラスチック循環利用協会 (2022)

プラスチックのリサイクルについて

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA

★ 廃プラスチック類のリサイクル情報（神奈川県）

廃プラスチック類のリサイクル手法を、県内の事業所の実例を交えて紹介しています。（一例を示しているもので、県内の処理業者の情報を網羅的に示しているものではありません。）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/plastic.html>

★ 「プラスチックの基礎知識2024」 （一般社団法人プラスチック循環利用協会）

リサイクルの基礎知識や国内のプラスチック循環の現状について、わかりやすく解説されています。

https://www.pwmi.or.jp/new_data-pamphlet.php

★ 事業者の取組事例（神奈川県）

産業廃棄物を1000t/年排出する多量排出事業者が、3Rに取り組んでいる事例を紹介しています。（プラスチックの事例に限りません。）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/f94/torikumi.html>

1	廃棄物の基礎 廃棄物の定義 排出事業者の責任
2	廃棄物の種類・処理 (1) 産業廃棄物 産業廃棄物の種類 適正処理をするために (2) 一般廃棄物 一般廃棄物の種類 処理方法 焼却工場における検査
3	行政への届出・罰則等 大規模建築物事業所の届出関係 産業廃棄物排出事業所の届出関係 罰則
4	廃棄物の減量・リサイクル プラスチックの資源循環 食口スの削減

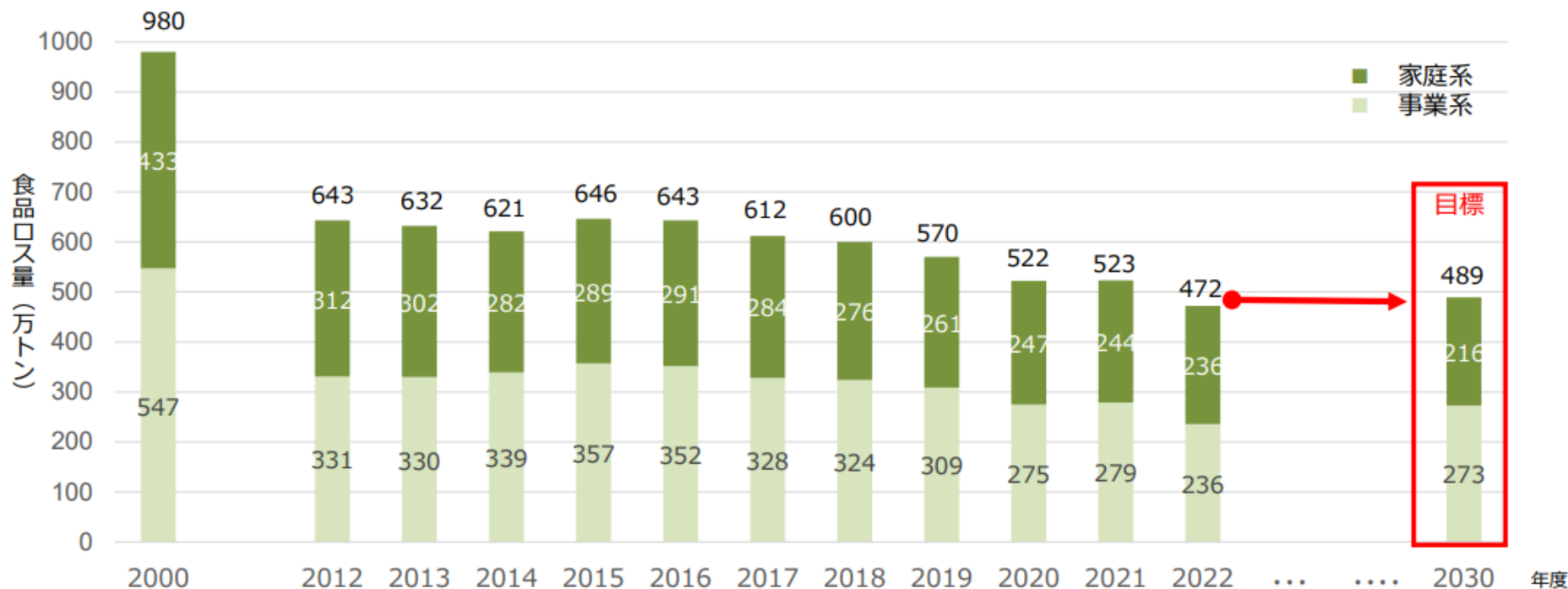
令和4年度 日本の食ロスの発生量の推移

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA

- ✓ 平成24年度より、食品ロスの発生量の詳細な推計を実施
- ✓ 目標 食品ロス量を2000年度比で2030年度までに半減させること
- ✓ 令和4年度は約472万トンと、前年度より51万トン減
- ✓ 内訳は、事業系が約43万トン減少、家庭系が約8万トン減少
- ✓ 2030年度半減目標の達成に向け、中長期的な推移を注視することが必要



※端数処理により合計と内訳の計が一致しないことがあります。 (出典) 我が国の食品ロスの発生量の推移等 (環境省)

食品ロスの削減の推進に関する法律の概要

前文：多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、
本法を制定する旨を宣言

●食品ロスの削減の定義（第2条）

まだ食べることができる食品が破棄されないようにするための社会的な取組

●責務等（第3条～第7条）

国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力

●食品廃棄物の発生抑制などに関する施策における

食品ロスの削減の推進（第8条）

食品リサイクル法などに基づく食品廃棄物の発生抑制に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進

●食品ロス削減月間（第9条）

食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）を設ける

食品ロスを減らすための取組 業種別

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA

各業種 共通

- ・食品廃棄物発生量や原因を分析し、取引先と協力しながら、発生抑制に取り組む
- ・商習慣を見直す（いわゆる3分の1ルールの緩和）
- ・取組内容の積極的な情報提供を通じて、消費者に食品ロス削減の重要性を伝える。
- ・フードバンクやフードシェアリングに積極的に食品を提供する など

製造業

- ・製造時に生じる食品の端材や形崩れ品等を有効活用する。
- ・食品の製造方法の見直しや保存容器包装の工夫等により賞味期限の延長に取り組む
- ・消費期限を年月表示化する など

卸売業 小売業

- ・賞味期限等に近い食品から購入するよう促す、値引き販売やポイント付与するなど、売り切りに取り組む
- ・配送時の汚れや破損削減に取り組む
- ・小分けや少量販売、量り売りを導入する など

外食 産業

- ・食べきれる量を選択できる仕組み（小盛り・小分けメニュー、要望に応じた量の調整等）を導入する
- ・消費者の自己責任を前提に衛生上の注意事項を伝え、食べきれなかった料理の持ち帰りを可能とする
- ・天候や日取り（曜日）、消費者特性などを考慮した仕入れ等により売れ残りの削減に取り組む など

食品ロスを減らすための取組 ～「食べきり協力店」事業 展開中！～

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

対象：横浜市内で営業する飲食店・宿泊施設

取組内容：次のいずれかを実践

- ① 小盛りメニュー等の導入
- ② 持ち帰り希望者への対応
- ③ 食べ残しを減らすための呼びかけの実践
- ④ ポスター等の掲示による、食べ残し削減に向けた啓発活動
- ⑤ 上記以外の食べ残しを減らすための工夫



食べきり協力店ウェブサイト



登録お待ち
しています

食品ロスを減らすための取組 ～横浜市食の3Rきら星活動賞～

食品廃棄物の発生抑制やリサイクルに積極的に取り組む事業者を「横浜市食の3Rきら星活動賞」として表彰しています。

表彰対象者

- (1) 食品廃棄物を**独自の方法などで発生抑制を行っているもの。**
- (2) 自らの事業活動自らの事業活動によって生ずるによって生じた食品廃棄物を**飼料や堆肥として再生利用する取組を行っているもの。**
または、**食品廃棄物の再生利用に顕著な功績を挙げ、他の模範となるもの。**
- (3) 食品ロスの削減に向けた普及活動を行っているもの。
- (4) 上記(1)～(3)に準ずる**先進的で他の模範となる取組を行っているもの。**

ご不明な点はこちらへお問い合わせください。



横浜市 資源循環局 事業系廃棄物対策課

TEL : 045-671-2513 (減量推進係)

FAX : 045-663-0125

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎23階

Email : sj-haishutsu@city.yokohama.lg.jp